

仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進のための シンボルマークの活用について

1 シンボルマークの趣旨

親や家族などの介護のために、やむを得ず仕事を辞める介護離職が増加している。介護に直面する労働者は、企業において中核的な人材として活躍している場合も少なくない。仕事と介護を両立できる職場環境の整備を図り、こうした人材の離職を防止することは、企業の持続的な発展にとって重要な課題となっている。

このような状況下で、厚生労働省は、企業が介護離職を未然に防止するため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進の趣旨に賛同して活動を行う際に利用することができるシンボルマーク（以下「マーク」という。）を作成し、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心及び認知度を高め、介護離職を防止するための取組に向けた社会的気運の醸成を図ることとした。

2 活用方法

(1) 使用できる企業

- ・ 仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業

(2) 使用方法

① マークの作成の趣旨に基づき、「両立支援のひろば」(<http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)に介護休業関係の両立支援の取組を登録すること。

② 次の場合には使用できないこと。

- ・ 独占的又は営利目的での使用。
- ・ マークの作成の趣旨に反するなど著しく不相当と認められる使用。
- ・ 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、労働基準法などの労働関係法令に違反する重大な事実がある企業における使用。

③ 著作権等

- ・ マークの著作権等の一切の権利は、厚生労働省に帰属すること。
- ・ マークは厚生労働省ホームページに掲載し、自由に使用できること。

④ 色・形等（別紙「ロゴマークマニュアル」を参照）

- ・ カラーで使用する場合には色は変えないこと。
- ・ 拡大または縮小して使用できること。ただし、マークを変形しないこと。
- ・ マークとあわせて使用する文字以外のデザインは加えないこと。
- ・ 任意の文字を入力する場合は、マークの作成趣旨に基づいた内容とすること。

⑤ その他

使用方法が、マークの作成趣旨に合致しているか否か判断がつかない場合には、厚生

労働省雇用環境・均等局職業生活両立課まで問い合わせること。

3 活用例

- ・ 仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組む企業が、労働者の募集・採用の際に、募集要項、会社案内、企業のホームページ等にマークを掲載し、企業の取組をアピールする。
- ・ 仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組む企業が、商品、名刺等にマークを掲載し、企業のイメージアップを図る。
- ・ 仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組む企業が、広報誌、ホームページ、社内報等にマークを掲載し、取組を紹介することにより、労働者の意識啓発などを図る。

4 普及方法

- (1) 労使団体、地方自治体等に普及への協力を依頼。
- (2) 厚生労働省ホームページ等に掲載する等、様々な機会を通して企業や労働者等へ周知。